

茨城町第 7 次総合計画・第 4 期総合戦略策定支援業務委託
公募型プロポーザル(書類審査)実施要領

1 目的

この実施要領は、茨城町が「茨城町第 7 次総合計画・第 4 期総合戦略策定支援業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル(書類審査)により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

茨城町第 7 次総合計画・第 4 期総合戦略策定支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「茨城町第 7 次総合計画・第 4 期総合戦略策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

※債務負担行為に基づく複数年(令和 8 年度、9 年度の 2 か年)契約とする。

(4) 委託料上限額

2 か年合計 12,661,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

※各年度の上限額は下記のとおりとする。

令和 8 年度 5,577,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

令和 9 年度 7,084,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

3 プロポーザル参加者の資格要件

(1) 参加者の資格

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 茨城町財務規則(昭和 61 年茨城町規則第 4 号)第 119 条の規定による審査の結果、令和 7・8 年度一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、物品役務における営業業種(役務)22(調査・測定・検査)の市場調査・計画策定に登録されている者であること。

ウ プロポーザル参加表明申出書の提出期限から受託者の特定の日までに、茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領(平成 14 年茨城町要領第 3 号)の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城町長が入札参加資格の再認定をした者を除く。)

オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

カ 受託者は同種業務(総合計画、総合戦略)及び類似業務(地域福祉計画、国土強靱化計画)のすべての実績を有していること。

キ 本業務において、専門的な立場で関連施策について助言できる管理技術者(現場代理人:1 名)、照査技術者(主任研究員:1 名)を配置できること。

※技術者の配置については、兼任することはできない。

ク プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。

(2) 参加者の禁止行為

参加者は、自己の有利になることを目的として、本委託の事務局職員、選定委員会委員、その他委託者関係者に働きかけを行ってはならない。

(3) 参加資格の取り消し

委託者が参加資格確認結果通知を行った日(通知書に記載した年月日)から審査結果の公表までの期間に、次のいずれかに該当することとなった場合には、参加資格を取り消すものとする。

ア 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされ、又は民事再生法に基づいて再生手続開始の申し立てがなされた者。

イ 不渡手形又は不渡り小切手を振り出した者。

ウ 茨城町物品調達等有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者。

エ 参加者の禁止行為に該当する行為を行った者。

(4) 公募型プロポーザルに参加する者が 1 者である場合の措置

公募型プロポーザルに参加する者が 1 者であっても、執行するものとする。

4 受託者選定の方法

本業務の受託者選定にあたり、プロポーザルによる業務提案及び企画提案の評価を行うため事務局内に第 7 次総合計画・第 4 期総合戦略策定支援業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し審査を行う。

5 プロポーザルにおける留意事項

(1) 実施要領等の承諾

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、本件公募型プロポーザル方式の実施要領等を遵守することを誓約するものとみなす。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととする。

(2) 費用負担

本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位、時刻及び計量単位

手続きにおいて使用する言語、通貨単位、時刻及び計量単位は日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(4) 著作権

参加事業者から実施要領等に基づき提出される書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、委託者は本業務の範囲において公表する場合、その他委託者が必要と認める場合には、参加事業者の承諾を得ずにその内容を無償で使用できるものとする。

(5) 提出書類等の取り扱い

ア 一度提出された書類等については、変更できないものとする。

イ 提出書類等の返却はしないものとする。

ウ 提出された提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(6) その他

実施要領等に記載するもののほか、本プロポーザルにあたっての必要な事項が生じた場合には別途参加事業者へ通知する。

6 スケジュール

プロポーザルによる受託候補者の選定は、以下の日程により実施する。

	項目	日程等
1	プロポーザル実施の公告	令和8年6月23日(火)
2	質問の受付期限	令和8年6月30日(火)
3	質問に対する回答	令和8年7月2日(木)
4	プロポーザル参加申込期限	令和8年7月3日(金)午後5時
5	参加資格確認結果の通知	令和8年7月13日(月)
6	企画提案書等の提出期限	令和8年7月24日(金)午後5時
7	書類審査	令和8年7月27日(月)～8月7日(金)
8	選定結果の通知	令和8年8月10日(月)(予定)
9	契約協議、契約締結	令和8年8月中旬

※ 状況により、日程を変更する場合がある。

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年6月30日(火)必着

(2) 質問書の提出方法

質問書(様式4)を電子メール又は、郵送により「19 事務局」あてに送付するとともに、必ず事務局への受信又は、受取確認を行うこと。

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 7 月 2 日(木)までに、茨城町のホームページにて公表するものとし、個別での回答はしない。

8 参加申し込みの手続き

(1) 提出書類

ア 参加申込書(様式 1)

イ 企業概要書(様式 2)

ウ 業務実績表(様式 3)

※記載する受注実績は、地方公共団体における総合計画又は総合戦略の策定業務を完了したものに限る。

エ プライバシーマーク登録証明書(登録番号も含む)

オ 国税及び地方税に滞納がないことの証明書(写し可。発行 3 か月以内のものであること。)

(2) 提出方法

郵送又は持参により、「19 事務局」あてに提出すること。

(3) 提出期限

令和 8 年 7 月 3 日(金)午後 5 時必着

(4) 提出部数

各書類 1 部を提出すること。

(5) 書類の配布

仕様書及び提出書類等各種様式については、茨城町ホームページ上で配布する。

9 資格審査及び審査結果通知

(1) 選定委員会は、参加申込事業者から提出された参加表明申出書及び添付書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザルへの参加資格について審査する。

(2) 審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、別に定めるプロポーザル関係書類提出要請書により、プロポーザルへの参加を要請する。

(3) 審査の結果、参加申込事業者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、別に定める参加資格確認結果通知書の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知する。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案提出書(様式 5)

イ 企画提案書(任意様式)

作成に当たっては、別紙「茨城町第 7 次総合計画・第 4 期総合戦略策定支援業務委託企画提案書作成要領」を参照すること。

ウ 業務実施体制表及び業務担当経歴等調書(様式6)

エ 見積書(任意様式)

消費税及び地方消費税を含むものとし、見積書の積算根拠及び2か年度分の積算内訳についても記載すること。なお、消費税の税率は10%で積算するものとする。

(2) 提出期限

令和8年7月24日(金)午後5時必着

(3) 提出部数及び提出方法

正本1部、副本11部、合計12部を、「19事務局」あてに提出すること。

なお、郵送の場合は配達記録が残るものにて提出期限必着とし、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までとする。

11 プロポーザルの審査方法等

(1) 選定委員会は、提出された企画提案書等について審査するものとし、見積額が本業務に係る委託料の上限額を超えていない参加事業者に対し、各項目の評価及び採点を行う。

(2) 評価項目及び基準、配点は以下のとおりとする。

評価項目	基準	配点
業務実績	これまでに地方公共団体、民間等での事例を含め、本事業に類似した業務を実施した実績は十分な。	10
実施体制	本業務を実施するための体制が整備され、本計画に係る幅広い情報網、知識や経験を有し円滑な実施が期待できるか。	10
	他市町村の総合計画についての的確に把握し、その知見や策定プロセスを反映できる体制になっているか。	5
スケジュール	審議会等の実施時期が考慮され、業務項目ごとに実施時期が示されているか。また、無理のないスケジュールであるか。	5
内容・独自性	仕様書に基づき、本業務の目的を理解し、国県等の動向を踏まえた、また、新しい視点と発想を加えた提案がなされているか。	20
	本業務のために、町に対し、有意義な提案、独自提案(ポイント)など、仕様書に定めるもの以外の追加提案があるか。	20
	ワークショップ等について、総合計画等策定に対する町民の関心や理解を高める効果的な提案になっているか。	10
	計画策定プロセスの公開方法について、総合計画等策定に対する関心や理解を高める効果的な提案になっているか。	10
見積額	$\frac{\text{要件を満たす参加者の最低見積額}}{\text{提案者の見積額}} \times 10$ ※小数点以下切捨て	10
合計		100

(3) 審査における評価の点数化については、見積額の項目を除き、以下の「評価項目の 5 段階評価」により行う。

評価	指標	点数化方法
A	優れている	配点×1.0
B	やや優れている	配点×0.8
C	普通、平均的、一般的	配点×0.6
D	やや劣る	配点×0.4
E	劣る	配点×0.2

(4) 選定委員会委員ごとの評価点を合計し、その平均点を「評価基準総合点」として採用する。
なお、小数点以下の端数がある場合は、小数点第 2 位以下を四捨五入する。

12 優先交渉権者の選定

評価基準総合点が 60 点以上、かつ評価点の最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。なお、評価基準総合点が最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者のくじ引きにより優先交渉権者を選定する。くじ引きを行う場合の手順等については、事態発生時に当事者に連絡する。

13 選定結果の通知

- (1) 選定結果については、参加者に通知する。
- (2) 各審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。

14 結果の公表

- (1) 選定結果通知後速やかに、茨城町のホームページにて公表する。
- (2) 公表事項
 - ア 優先交渉権者
 - イ 提案者総数

15 企画・提案等に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、その内容を選定委員会が審査し、その取扱いについて決定する。当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。

その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もある。

16 失格要件

参加者が、次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に係らず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 企画提案書の作成に関して不正行為が認められた場合

- (2) 業務委託契約締結前に指名停止となった場合
- (3) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

17 委託契約に関する事項

(1) 契約手続き

委託者は、優先交渉権者に決定した者と契約金額等契約条件について協議の上、茨城町財務規則(昭和61年規則第4号)に基づき、業務委託契約を締結する。

業務委託契約の条件等については、企画提案書の内容を基本として、委託者と優先交渉権者との協議により定めるものとする。

優先交渉権者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(2) 契約金額

契約金額の決定にあたっては、優先交渉権者との契約交渉により合意した金額をもって契約金額とする。

(3) 契約書の作成

契約書は受託者が作成すること。

(4) その他

優先交渉権者と契約を締結しない場合には、評価基準総合点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合に、当該候補者と契約を締結する。

18 その他

- (1) 参加申込事業者は、プロポーザル参加辞退届の提出により、随時プロポーザルへの参加を辞退することができる。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をし、失格とされた場合、茨城町の指名停止措置を行うことがある。
- (3) プロポーザルにおいて知り得た茨城町の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (4) 提案書等の内容について、疑義があるときには、問い合わせすることがある。

19 事務局(問合せ先)

茨城町町長公室地域政策課企画グループ(担当:大嶋、武井)

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地

電話: 029-215-8003

FAX: 029-292-6748

メール: kikaku@town.ibaraki.lg.jp